

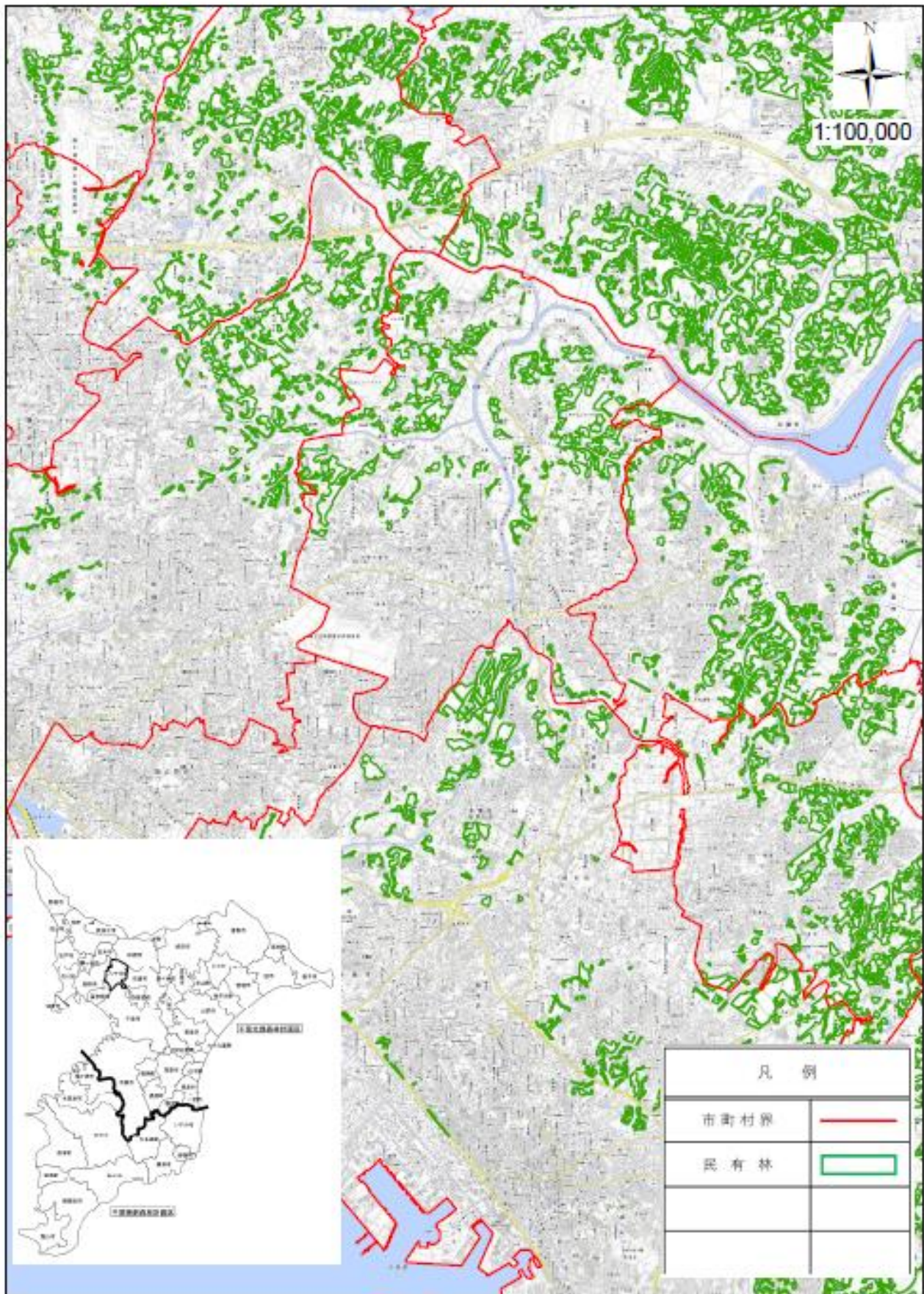
# 八千代市森林整備計画

計画期間      ( 自 平成30年4月 1日 )  
                  ( 至 平成40年3月31日 )

千 葉 県

八 千 代 市

# 八千代市位置図



# 目 次

## I 伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項

- 1 森林整備の現状と課題
- 2 森林整備の基本方針
- 3 森林施業の合理化に関する基本方針

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

- 1 樹種別の立木の標準伐期齢
- 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

### 第2 造林に関する事項

- 1 人工造林に関する事項
- 2 天然更新に関する事項
- 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在
- 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
- 5 その他必要な事項

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

- 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
- 2 保育の種類別の標準的な方法
- 3 その他必要な事項

### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

- 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法
- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法
- 3 その他必要な事項

### 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

### 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 森林施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項
- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
  - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
  - 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
  - 3 作業路網の整備に関する事項
  - 4 その他必要な事項
- 第8 その他必要な事項
  - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
  - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
  - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

- 第1 鳥獣害の防止に関する事項
  - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
  - 2 その他必要な事項
- 第2 森林病虫害の駆除及び予防，火災の予防その他の森林の保護に関する事項
  - 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
  - 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
  - 3 林野火災の予防の方法
  - 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
  - 5 その他必要な事項

### Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の森林施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

### Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 その他必要な事項

## I 伐採，造林，保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

八千代市は千葉県の北西部に位置し，総面積は5,139haである。市内の民有林（千葉北部地域森林計画の対象とする森林の区域）は392ha，その内人工林面積は54haである。人工林率13.8%は県全体の人工林率37.7%よりも低い値となっている。

森林は地球温暖化防止に資する二酸化炭素の吸収源の確保，森林資源の循環利用の推進，生物多様性の保全，災害の防止，水資源のかん養，景観の保全・形成，ヒートアイランド現象の緩和など生活環境の保全，心身の健康の増進及び環境教育の場としての森林の利活用の拡大などさまざまな公益的機能を持つ。住民の中には，森林の持つ公益的機能に対する関心が高まっている状況も見られ，住民の自発的な意思による，里山の保全・整備・活用などが行われている。

しかし，市全体では，林業専業の森林所有者が不在であり，また，森林所有者の高齢化等により，自身による森林の整備や維持が困難となっていることから，森林ボランティア・NPO等（以下「森林ボランティア等」）の育成が課題となっている。

### 2 森林整備の基本方針

#### （1）地域の目指すべき森林資源の姿

森林は，森林の有する多面的機能の発揮を通じて，市民生活の維持・向上に寄与している。各機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物資の吸着能力が高く，生活環境の保全・快適性の維持に優れた森林
保健・文化機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され，多様な樹種等からなり，住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって，必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

## (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

### ① 森林整備の基本的な考え方

(1) で掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくための森林整備の基本的な考え方は次のとおりとする。

森林の有する機能	森林整備の基本的な考え方
快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、気候の緩和や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する森林施業や適切な保育・間伐等を推進するものとする。
保健・文化機能	住民等に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件やニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進するものとする。

また、造林が必要となる森林においては、早期に適切な方法により実施できるよう努める。又は指導する。保育については、公益的機能の発揮と健全な育成を図るため、間伐を中心とした推進を図る。伐採については、公益的機能の発揮に十分留意し、伐採後については、適切な時期や方法により森林の維持管理に努めるものとする。

### ② 森林施業の推進方策に係る基本的な考え方

森林施業の推進に当たっては、森林の現況に関する情報収集や森林所有者、森林ボランティア等の意向、住民の意見の把握を進めつつ、必要とされる森林施業と必要量を検討し、優先順位をもって取り組むものとする。

### ③ その他必要な事項

森林と集落、農地の境界付近の草、笹等の藪地となっている土地であつて、景観、不法投棄、防犯、有害鳥獣害等の対策上適切な管理を要する場合は、関係者との協議を進め、必要に応じて樹木の植栽、保育を行うなど、周辺森林と合わせ森林として一体的に管理することを検討するものとする。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

森林施業は、従来は個々の森林所有者が自ら、あるいは他者に請負を依頼して実施するものが中心である。

しかし、木材価格の大きな上昇が期待できない状況下において森林所有者の森林施業意欲は低迷し、境界管理等も不十分であり、また所有規模は一般に零細で、森林施業の効率化を図ることも困難であることから、個々の森林所有者による森林施業は今後も限定的にならざるを得ないと考えられる。

そこで、今後はこうした森林所有者による森林施業に加え、複数の森林所有者から森林経営の委託を受け、森林を団地化する集約化施業や、それに伴い取り組まれる路網の整備や境界の管理を検討することで、森林施業の合理化が図られるように努めるものとする。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢は下表のとおりとする。

なお標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	45年	50年	40年	50年	15年	20年

注)スギ非赤枯性溝腐病，松くい虫，スギカミキリ等の被害木については，上記標準伐期齢を適用しない。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち「主伐」については，更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が，再び立木地となること）を伴う伐採であり，その方法については，以下に示す「皆伐」又は「択伐」によるものとする。

##### 「皆伐」

皆伐は，主伐のうち択伐以外のものとする。

皆伐に当たっては，気候，地形，土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ，適切な伐採区域の形状，1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し，伐採面積の規模に応じて，少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図るものとする。

##### 「択伐」

択伐は，主伐のうち，伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって，単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行い，かつ，材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては，森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし，適切な伐採率及び繰り返し期間によるものとする。



なお、「皆伐」「択伐」とともに以下のア～ウに留意するものとする。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努めるものとする。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとする。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとします。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとする。

### 3 その他必要な事項

#### (1) 竹林の管理

竹林は、長年放置すると高密度化し、また、周囲の森林へ侵入して森林の多面的な機能の低下を招く恐れがあるため、適切な伐採による密度管理と周囲への拡大防止に努めるものとする。

#### (2) しいたけ原木林（コナラ・クヌギ）の伐採

原木林の胸高直径が10～16cmとなった段階で皆伐し、原木を収穫するものとする。伐採の時期は、成長休止期とし、伐採齢は15年程度とするものとする。伐採位置は、更新のたびに高くなるため、初回の伐採位置はできるだけ地面に近く地上5cm程度とし、根株の腐朽を防ぐために切り口は多少傾斜をつけ、水切りを良くするものとする。ぼう芽枝は光を必要とするため、切り株には陽光が十分に当たるようにするものとする。また、林齢が高くなり、根株の直径が大きくなるほど、ぼう芽する能力が低下するので注意するものとする。なお、伐採木をしいたけ原木として使用する場合には、放射性物質の検査を行い、安全性を確認する必要がある。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

#### (1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の対象樹種	スギ, ヒノキ, マツ, クヌギ, コナラ, ケヤキ	

注) 定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員又は八千代市農政課とも相談のうえ、適切な樹種を選択するものとする。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹 種	仕立ての方法	標準的な植栽本数 (本/ha)	備 考
スギ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	2,000	
ヒノキ	密仕立て	4,000	
	中仕立て	3,000	
	疎仕立て	2,000	
クヌギ, コナラ	しいたけ 原木林	3,000 (ぼう芽枝を含む)	しいたけ原木林 で皆伐後に他の 樹種が優先する 場合

注1) 多様な森林づくりを進める観点及び効率的な森林施業実施の観点や、コンテナ苗の活用による伐採・造林の一貫システムなどの低コスト森林施業及び効率的な森林施業実施の観点等から、上表によらない造林計画については、林業普及指導員の技術的助言等を参考に確実な更新に配慮して、植栽本数を決定するものとする。

## イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地ごしらえの方法	<p>等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とします。なお、傾斜角 30 度以上の急傾斜地及び浮石等の不安定地においては、等高線沿い筋状地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。</p>
植 付 け の 方 法	<p>全刈地拵えの場合は正方形植えを原則とし、筋刈地拵えの場合は等高線に沿ってできるだけ筋を通して植付けるものとする。</p> <p>また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めるものとする。</p> <p>なお、開発行為等により表土を除去した場合は、植栽木に適した植栽基盤を造成するものとする。</p>
植 栽 の 時 期	<p>3 月中旬～5 月中旬に行うことを原則とし、秋植えの場合には苗木の根の成長が鈍化する 9 月中旬～11 月中旬に行うものとする。</p> <p>ただし、コンテナ苗を用いる際は、上記にかかわらず、実証データ等をもとに植栽時期を定めるものとする。</p>

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に指定されている森林など人工造林による更新は、「皆伐による伐採跡地」については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、「択伐による伐採跡地」については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内とする。

## 2 天然更新に関する事項

### (1) 天然更新の対象樹種

適地適木を旨として、立地条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種を以下のとおり定める。

天然更新の対象樹種	コナラ、クヌギ、ケヤキ、エノキ、ムクノキ、サクラ類、イイギリ、クリ、コブシ、シデ類、ハンノキ、ミズキ、クマノミズキ、ホオノキ、カエデ類、マツ類、シイ・カシ類、ヤブニッケイ、カクレミノ、アカメガシワ、カラスザンショウ、クスノキ、タブノキ、スギ、ヒノキ、モミ等将来高木となり林冠（森林上部の葉群層）を構成しうる樹種とする。
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ、ケヤキ、エノキ、ムクノキ、サクラ類、クリ、コブシ、シデ類、ハンノキ、ミズキ、ホオノキ、カエデ類、シイ・カシ類、ヤブニッケイ、カクレミノ、クスノキ、タブノキ等将来高木となり林冠（森林上部の葉群層）を構成しうる樹種とする。

注) ぼう芽更新が可能な樹種であっても、大径木や老齢木で構成される森林においては、ぼう芽更新が期待できないことから、天然下種更新のために母樹を残すか、植栽により適確な更新を行うものとする。

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
(1) に定める樹種	10,000 本/ha
ぼう芽更新樹種	5,000 本/ha

注) 上記期待成立本数に 10 分の 3 を乗じた本数以上の本数（ただし、樹高がササ、低木等周辺の競合植生の草丈の 2 倍以上のものに限る。）を成立させるものとする。

## イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地 表 処 理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うものとする。
刈 出 し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うものとする。
植 込 み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。
芽 か き	ぼう芽発生の数年後に必要なに応じて優良な芽を一株あたり3～5本（マテバシイの場合6～10本）残し、それ以外のものを除去するものとする。その後成長を見ながら、1～3本（マテバシイ3～4本）を標準に調整することとする。

## ウ その他天然更新の方法

伐採跡地の天然更新の状態を確認する方法は以下のとおりとする。

- ① 本方法において対象とする更新樹種は、ぼう芽枝及び実生稚樹（伐採前に発生したものを含む）、伐採時に残置した若齢木等とする。
- ② 更新調査は、原則として現地にて標準地（プロット）調査により、実施するものとする。
- ③ 標準地の数は、下記を目安として現地の状況に応じて増減するものとする。  
天然更新対象地面積 2 ha 未満；2 箇所， 4 ha 未満；3 箇所  
4 ha 以上；4 箇所を目安に現地の状況に応じて増減。
- ④ 標準値は、天然更新対象地の地形植生等を考慮のうえ、現地実態から平均的と見られる箇所を選定するものとする。
- ⑤ 標準地1箇所の形状は、2 m×2 mを5個，5 m×5 mを1個，正方形または長方形の面積100 m<sup>2</sup>を1個など現地の状況に応じて適宜設定するものとする。
- ⑥ 明らかに天然更新が完了している場合には、目視による判定をすることができるが、この場合は、写真を5年間保管するものとする。
- ⑦ 当方法により判定しがたい場合は、平成24年3月林野庁森林整備計画課作成の天然更新完了基準書作成の手引きを参考とすることができる。

- ⑧ 更新調査野帳の様式については，次の様式を標準とする。
- ⑨ 天然更新が完了していないと判断される場合には，天然更新補助作業（地表掻き起し，刈出し，受光伐等）又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

別紙

天然更新調査野帳

調査年月日 年 月 日

調査者

調査地		市町村 大字 番地		
伐採年月 年 月		調査対象面積 ha	地形勾配 斜面方向	
調査面積 ha		プロット m × m 箇所		
No	樹 高	胸高直径	本数/ha	ha 当り本数
プロット1	0.3m以上 1.3m未満	—		
	1.3m以上	4 cm 未満		
		4 ~ 5 cm		
		5 ~ 6 cm		
		6 cm 以上		
プロット2	0.3m以上 1.3m未満	—		
	1.3m以上	4 cm 未満		
		4 ~ 5 cm		
		5 ~ 6 cm		
		6 cm 以上		
プロット3	0.3m以上 1.3m未満	—		
	1.3m以上	4 cm 未満		
		4 ~ 5 cm		
		5 ~ 6 cm		
		6 cm 以上		
位置図及び写真	位置図及び各プロットの近景及び遠景写真			

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

ただし、伐採実施期間が、伐採開始年度から起算して3年度を超える場合は、伐採開始年度から3年度毎に伐採が終了した部分を分割して、それぞれ伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算にして5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林については、天然更新による成林が期待できない森林の判断基準を目安として、以下の森林とする。

- ① ぼう芽更新に適した立木や天然更新に必要な母樹が区域内又は隣接した区域に存在しない森林。
- ② 尾根筋など、現地の生育状況や地形、土壌条件等から判断して、稚樹が発生しても十分な生長が期待できない森林。
- ③ 大面積人工林の皆伐予定地であって、現況の林床に木本類の発生が見られない森林。
- ④ 病虫獣害の発生によって、稚樹が発生しても消失する可能性が懸念される森林。
- ⑤ 土砂採取や埋立等により、表土がなくなった森林。

なお、当該森林については、伐採を終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)に定める「人工造林の対象樹種」による。

イ 天然更新の場合

2の(1)に定める「天然更新の対象樹種」による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準は、天然更新の対象樹種が、2の(2)のイに定める「期待成立本数」とする。

また、更新の成立は、対象樹種のうち樹高がササ、低木等周辺の競合植生の草丈の2倍以上の立木の本数が、期待成立本数の10分の3を乗じた本数以上とする。



## 5 その他必要な事項

### (1) 野生鳥獣の被害対策

既往の野生鳥獣による被害状況等から、造林木等への被害が予想される場合は「Ⅲの第1の1(2)鳥獣害の防止の方法」及び「Ⅲの第2の2鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)」により対策を講じるものとする。

### (2) しいたけ原木林(コナラ・クヌギ)の更新

立木密度が2,000本/ha, 胸高直径が10~16cmの幹がまっすぐで枝分かれの少ない林を目指すものとする。

更新方法は、皆伐によるぼう芽更新とし、皆伐後に他の樹種が優先する場合には、前述のとおり、コナラ・クヌギの苗木を、ぼう芽枝を含めて3,000本/haとなるように植栽するものとする。なお、更新時の伐採木をしいたけ原木として使用する場合には、放射性物質の検査を行い、安全性を確認する必要がある。

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢，間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

間伐については，森林の立木の生育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため，既往の間伐方法等を勘案して，次により定めるものとする。

樹種	森林施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)						備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	
スギ	生産目標 柱材等	3,000	11～ 15	16～ 20	25～ 30	31～ 35			伐期 45年
	生産目標 大径材		11～ 15	16～ 20	25～ 30	41～ 45	55～ 60	71～ 75	伐期 90年
ヒノキ	生産目標 柱材等	3,000	11～ 15	16～ 20	25～ 30	35～ 40			伐期 50年
	生産目標 大径材		11～ 15	16～ 20	25～ 30	41～ 45	55～ 60	71～ 75	伐期 100年

#### 標準的な方法

##### 1 間伐の時期

間伐の時期は，樹冠がうっ閉して植栽木個体間に競争が生じ始めた時期以降で，下枝の枯れ上がり状況，林床植生の状態により決定する。

##### 2 間伐の選定方法

植栽木個体間の競争の緩和が間伐の目的であることから，間伐木の選定は被圧木雄および形質不良木のみならず，立木の配置がなるべき均等になるように選木することとする。

なお，花粉症対策として雄花生産量の多いものを優先的に選木するよう配慮する。

##### 3 間伐率

第2回目以降の間伐率は，材積に係る伐採率が35%以下であり，かつ，伐採が終了した火を含む年度の翌年度の初日から起算しておおむね5年後において，その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲で実施する。

ただし，間伐対象林分の立木本数が著しく多い場合は，2～3年間隔の間伐を繰り返し，適正本数に湯堂するよう間伐率を調整する。

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数										備考	
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	・	9年	・		12年
下刈り	スギ ヒノキ マツ	2回	2回	1回	1回	1回	1回						植栽による更新の場合
つる切り								1回		1回			
除伐								1回				1回	
下刈り	クヌギ コナラ	1回	1回	1回			1回					ぼう芽更新し、胸高直径10～16cmで伐採するしいたけ原木の場合	
芽かき					1回			1回					
除伐								1回			1回		
下刈り	マテバシイ	1回	1回	1回	1回	1回	1回						
芽かき				1回				1回					
標準的な方法													
下刈り	植栽木が下草より抜け出るまで行うこととします。施業時期は6～7月ごろ（年に2回実施する場合の2回目は8～9月ごろ）を目安とする。												
つる切り	下刈り終了後、つるの繁茂状況に応じて行うこととする。施業時期は6～7月ごろを目安とする。												
除伐	造林木の成長を阻害する樹木、形質不良木を除去する。なお、除伐にあたっては、目的外樹種であっても、その生育の状況、公益低機能の発揮及び将来の利用仮を勘案し、有用なものは保存し育成する。												
芽かき	クヌギ・コナラでは、発生初期のぼう芽枝は枯死するものが多いため、3～4年経過して、ぼう芽枝が安定し優劣がつき始めたところに3～5本/株に整理し、その後成長を見ながら1～3本/株を標準に調整する。なお、幹から出たぼう芽枝は、はく離しやすいため、根のつけねや根から出たぼう芽枝を残す。												
	マテバシイでは、ぼう芽発生初期から強度のぼう芽枝整理を行うと、残したぼう芽枝が孤立し、生育不良や風による折損が発生するため、樹冠がうっ閉し始める3年経過後に残すぼう芽枝の数を6～10本/株に整理し、樹冠がうっ閉する7年目では3～4本/株を標準に調整する。												

## 3 その他必要な事項

(1) 森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要があるもの（以下「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知することとする。

また、1に定める間伐の基準に照らし、課間伐を実施する必要があると認められる森林については、適正に間伐が実施されるよう指導に努める。

(2) 間伐の遅れにより、形状比（樹高を胸高直径で除した数値）や樹冠の大きさから、間伐実施後の成長の回復に長時間を要すると認められる人工林については、適正に間伐が実施されるよう指導に努めるものとする。

- (3) 枝打ちは、①優良材質の木材の生産、②林内の光環境の調節（複層林造成のための受光伐を含む。）③病虫害などからの保護を目的として実施するものとする。

優良材質の木材として無節の柱材生産を目指す場合は、10.5 cm 角の柱では幹の直径が6 cm まで、12 cm 角の柱では幹の直径が7.5 cm までに枝打ちを行うものとする。

また、枝打ちは樹木の成長を抑制することから、1回の打ち上げ高は1.5 m～2.0 m 程度とし、樹冠の長さが樹高の2分の1を下回らないように実施するものとする。

特に、サンプスギ林においては、スギ非赤枯性溝腐病の被害予防に効果があることから、積極的に実施するものとする。なお、実施時期は、幹の受傷と変色の発生に対して安全性の高い10月から2月頃とする。

- (4) 周辺から林内に侵入した竹類については、放置すると高密度化し、森林の多面的機能の低下を招く恐れがあることから、原則として除伐やタケノコの除去により拡大を防ぐものとする。なお、除伐の実施時期は、翌年の発生を抑えることに効果的な6～8月とする。

#### 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

##### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

###### (1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

###### ア 区域の設定

該当なし

###### イ 森林施業の方法

該当なし

###### (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能，快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

###### ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を【別表1】のとおり定める。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
- ④ その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

###### イ 森林施業の方法

ア①の森林においては，地形・地質等の条件を考慮した上で，伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに，天然力を活用した森林施業を推進するものとする。

ア②の森林においては，気候の緩和や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための森林施業を推進するものとする。

ア③の森林においては憩いと学びの場を提供する観点から立地条件やニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を行う森林施業を推進するものとする。

また，アの①から③までに挙げる森林については，原則として複層林施業を推進する森林とし，複層林施業によって公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進するものとする。

また，適切な伐区の形状・配置等により，伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は，長伐期施業を推進する森林とし，主伐を行う森林の伐期齢の下限を以下のとおり定め，伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図るものとする。

それぞれの森林の区域については、「別表2」により定める。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全域	90年	100年	80年	100年	30年	40年

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 森林施業の方法

該当なし

【別表1】

区 分	森林の区域	面積 (h a)
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	市内全域	392
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	6林班への一部	3
その他公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	—	—

【別表2】

森林施業の方法		森林の区域	面積(ha)
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	市内全域	392
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	—	—

### 3 その他必要な事項

#### (1) 森林施業実施協定の締結の促進方法

住民等による自発的な里山の整備意識が高まっていることを背景に、県・市・NPO等が連携してNPO等と森林所有者との森林施業実施協定の締結を検討し、森林施業の共同化を図りながら地域にあった整備・保全の実施を推進する。

#### (2) その他

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

地域における森林資源の現状，森林所有者の状況，森林施業の実施状況及び林業事業体の活動状況等を勘案したうえで，森林所有者から林業事業体への「森林経営委託」を推進し，森林の施業の集約化，経営規模の拡大を図るものとする。

地域で活動している森林ボランティア等を林業事業体に準じた担い手として位置づけ，活動箇所数，活動規模の拡大を支援するものとする。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進するため，次の取組を推進するものとする。

- ・ 不在市森林所有者を含む森林所有者等に対する長期にわたる包括的な森林施業の委託等森林の経営の委託，森林ボランティア等との協定締結の働きかけ
- ・ 森林の経営の受託等を担う林業事業体，森林ボランティア等の育成
- ・ 森林施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供，助言及びあっせん
- ・ 森林の経営の受託，森林の信託，林地の取得等の方法等

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

林業事業体や森林ボランティア等が森林の施業又は経営の受託等を実施するうえで，長期の森林施業の受託や森林の経営の受託等の受託の方法及び立木の育成権の受任の程度について留意し，必要に応じて情報提供等を行うものとする。

4 その他必要な事項

該当なし



## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

地域の森林の所有規模や森林所有者の森林施業意欲等を勘案したうえで、複数の森林所有者が森林施業を共同化することにより、森林施業の効率化や継続性の確保が図れる見込みがある場合は、地域への普及啓発等を通じて共同化に向けた森林所有者の合意形成に努め、必要に応じて森林法第10条の11の9第1項に規定する森林施業実施協定の締結を促す等、森林施業の共同化を促進するものとする。

### 2 森林施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業の共同化促進に当たっては、細部路網の整備や境界の明確化、林業事業体や森林ボランティア等への森林施業の委託など、共同化によって得られる成果を明らかにし、関係者の理解を得ることに努めるものとする。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同で設置する施設の管理や、共同で行う森林施業の実施を行うために、関係者間の情報の共有と意志の疎通に努めるものとする。

### 4 その他必要な事項

該当なし

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

傾斜等の自然条件や事業量のまとまり等, 効率的な森林施業を推進するため, 「林地の傾斜区分」や「作業システム」に応じた路網密度を確保し, 森林施業により伐採された木材については, 出来る限り搬出し利活用を図るものとする。

搬出にかかすことのできない路網については, 期間路網として林道, もしくは林業専用道を必要に応じて整備し, また, 細部路網として森林作業道, 作業路を整備するよう森林所有者や森林施業の実施者に促すものとする。

傾斜が比較的緩く, 高密度の路網整備が容易な森林を中心に, 車両系の高性能林業機械の導入を図りながら木材搬出を推進するものとするが, 条件に応じて, ある程度傾斜の急な森林においても, 必要な路網整備と架線系の高性能林業機械の導入による搬出を検討するものとする。

なお, 路網については下表の路網密度水準を確保するよう整備を推進するものとする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0°~15°)	車両系 作業システム	3.5以上	6.5以上	10.0以上
中傾斜地 (15°~30°)	車両系 作業システム	2.5以上	5.0以上	7.5以上
	架線系 作業システム	2.5以上	0以上	2.5以上
急傾斜地 (30°~35°)	車両系 作業システム	1.5以上	4.5以上	6.0以上
	架線系 作業システム	1.5以上	0以上	1.5以上
急峻地 (35°~)	架線系 作業システム	5以上	0以上	5以上

注 路網密度の水準については, 木材搬出予定箇所に適用するものであり, 尾根, 溪流, 天然林等の除地には適用しない。

### 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

- 3 作業路網の整備に関する事項
  - (1) 基幹路網に関する事項
    - ア 基幹路網に関する事項  
該当なし
  
    - イ 基幹路網の整備計画  
該当なし
  
    - ウ 基幹路網の維持管理に関する事項  
該当なし
  - (2) 細部路網に関する事項
    - ア 細部路網の錯節に係る留意点  
該当なし
  
    - イ 細部路網の維持管理に関する事項  
該当なし
- 4 その他必要な事項  
該当なし

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

#### (1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

八千代市では、森林ボランティア等住民の自発的な里山の保全活動が行われている。このことから、森林ボランティア等に携わる者を林業従事者に準ずる者とし、※里山楽校等の開催を通じ、林業の担い手の養成・確保及び林業に従事する者の技術や知識の向上を図るものとする。

※里山楽校とは、八千代市谷津・里山保全計画に基づき実施している、里山整備ボランティア人材育成講座のことを示す。

(参考) 里山楽校の様子



2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項  
該当なし

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項  
該当なし

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

該当なし

###### (2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

##### 2 その他必要な事項

鳥獣害の防止方法の実施状況の確認にあたっては、必要に応じ森林所有者等から報告や現地の状況の分かる写真の提供を求めるものとする。

第2 森林病虫害の駆除及び予防，火災の予防その他の森林の保護に関する事項  
森林病虫害の駆除及び予防，火災の防止その他森林の保護については，適切な間伐等の実施，保護樹帯の設置，広葉樹や針広混交林の造成等により病虫害，鳥獣害，寒風害，山火事等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるものとする。

また，日常の管理を通じて，森林の実態を的確に把握し，次の事項に配慮して適時適切に行うものとする。

## 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

#### ア 松くい虫被害の防止

松くい虫被害防止のため，森林病虫害等防除法に基づき保安林等，公益的機能の高い松林を中心に，薬剤防除及び被害木の伐倒駆除を推進するものとする。

また，被害の状況に応じ，被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の推進等総合的な対策を講ずることを推進するものとする。

#### イ スギ非赤枯性溝腐病の被害対策

サンブスギが植林されている地域は，非赤枯性溝腐病の被害を受けていて，機能が著しく低下していることが多い状況にある。

このため，非赤枯性溝腐病の被害林については，被害木の伐倒整理，林外搬出，伐採跡地の造林，造林後の下刈りまで一貫した森林施業を実施し，低下している森林機能の回復を図るものとする。

#### ウ スギカミキリによる穿孔被害対策

スギカミキリは，スギやヒノキの材を穿孔し，材価を著しく低下させる害虫であり，近年被害が拡大している。

このため，スギカミキリの被害林の早期発見及び早期駆除に努めるものとし，被害木の伐倒整理，林外搬出，チップ化等を進めるとともに，被害の状況に応じた防除対策を実施するものとする。

#### エ カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害対策

ブナ科の大径木が被害を受けやすいので，被害林の早期発見及び早期駆除に努めるものとし，被害木の伐倒整理，林外搬出，チップ化等，被害の状況に応じた防除対策を実施するものとする。

なお，森林病虫害等のまん延のため，緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については，伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

(2) その他

森林病虫害等の早期発見による被害の未然防止や早期駆除などへの組織的な対応を図るため、行政機関、森林所有者等の関係による体制づくりを進めるものとする。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

野生鳥獣による食害、剥皮等の被害を防止するため、被害の早期発見に努め、植栽・間伐の森林施業に応じた計画的な防護柵の設置、テープ巻き等による被害防止対策を進めるものとする。

また、鳥獣保護管理施策と調和を図りながら、関係機関等と連携して被害の早期発見、防除・予防方法等の普及に努め、森林被害対策を進めるものとする。

3 林野火災の予防の方法

山火事予防運動期間に合わせて森林内でのたき火、タバコに注意するよう地域住民への普及啓発を行うこと等により林野火災を予防するものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

該当なし

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

(2) その他

該当なし

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

##### 1 保健機能森林の区域

該当なし

##### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林，保育，伐採その他の森林施業の方法に関する事項

該当なし

##### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

##### 4 その他必要な事項

該当なし



## V その他森林の整備のために必要な事項

### 1 森林経営計画の作成に関する事項

#### (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画するものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

#### (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
八千代市	市内全域	392

### 2 生活環境の整備に関する事項

該当なし


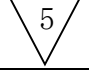
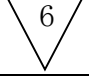

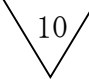
### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

### 4 森林の総合利用の推進に関する事項

森林ボランティア養成講座，森林を活用した環境学習会の開催等により，森林の大切さや林業への理解を深める契機にするものとする。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将 来		対図番号
	位置	規 模	位置	規 模	
少年自然の家	保品	全体面積 26,437 m <sup>2</sup> 本館 1,430 m <sup>2</sup> 野外グラウンド 6,000 m <sup>2</sup> アスレチック場跡地 6,000 m <sup>2</sup> 野草観察園 10,000 m <sup>2</sup>			
「ガキ大将の森」キャンプ場	村上	全体面積 14,803 m <sup>2</sup> 宿泊所 256.5 m <sup>2</sup> 管理棟 48 m <sup>2</sup> 炊事棟 44 m <sup>2</sup> 便所 28 m <sup>2</sup> 薪置場 6 m <sup>2</sup>			
八千代台東子供の森	八千代台東	全体面積 5,406 m <sup>2</sup>			
八千代台北子供の森	八千代台北	全体面積 26,775 m <sup>2</sup>			
八千代台西市民の森	八千代台西	全体面積 18,415 m <sup>2</sup>			
八千代台北市民の森	八千代台北	全体面積 15,041 m <sup>2</sup>			
黒沢池市民の森	村上	全体面積 14,844 m <sup>2</sup>			
高津小鳥の森	大和田新田	全体面積 21,660 m <sup>2</sup>			
勝田市民の森	勝田台南	全体面積 14,368 m <sup>2</sup>			
八勝園市民の森	勝田台南	全体面積 4,211 m <sup>2</sup>			
萱田町市民の森	萱田町	全体面積 801 m <sup>2</sup>			
八千代台南市民の森	八千代台南	全体面積 10,115 m <sup>2</sup>			

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

里山の保全という意識が高まっていることから、住民・NPO・ボランティア等による森林の保全・整備を推進するものとする。里山楽校等によって、森林ボランティア等を育成し、里山の一部として、川や農地等だけでなく、森林も一体的に保全・整備・活用が図られるよう目指すものとする。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

該当なし

(3) その他

該当なし

6 その他必要な事項

(1) 保安林その他法令により森林施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従った森林施業を行うこととする。

(2) 森林法第10条の2による林地開発許可等により一時転用された森林においては、当該地域の目指すべき森林資源の姿（Ⅰ－2－(1)）、造林に関する事項（Ⅱ－第2）、下記の林相と主な機能をふまえ、将来的に本計画に沿った森林となるよう努めるものとする。

「林相と主な機能」

林相	常緑広葉樹優占林	落葉広葉樹優占林	常落針広混交林	針葉樹優占林	
				スギ・ヒノキ林	マツ林
優先樹種	高木層にスダジイ、シラカシ、アカガシ、アラカシなどの常緑広葉樹が優占する森林	高木層にコナラ、クヌギ、イヌシデ、ヤマザクラ、アカメガシワなどの落葉広葉樹が優占する森林	常緑および落葉の広葉樹、モミ、スギ、ヒノキなどの針葉樹からなる多様な高木層をもつ森林	高木層に木材生産を目的とするスギ、ヒノキが優占する森林	高木層にアカマツ、クロマツが優占する比較的明るい森林
例					
機能例	生物多様性保全、水源涵養、保健文化、山地災害防止/土壌保全	保健文化、快適環境形成、生物多様性保全、木材等生産、水源涵養、山地災害防止/土壌保全	水源涵養、生物多様性保全、山地災害防止/土壌保全、保健文化、快適環境形成	木材等生産、水源涵養、山地災害防止/土壌保全	快適環境形成、保健文化

出典：千葉県ホームページ「美しいちばの森林づくり」に向けて（H22.3）より

【付属資料】

1 市町村森林整備計画概要図  
別添のとおり

2 参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

		総 計			0～14 歳			15～64 歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実 数 (人)	27 年	(100.0) 193,152	95,224	97,928	27,283	13,970	13,313	118,963	60,027	58,936
	22 年	( 98.3) 189,781	93,688	96,093	28,994	14,817	14,177	122,317	61,098	61,219
	17 年	( 93.6) 180,729	89,601	91,128	27,857	14,282	13,575	123,331	61,527	61,804
構成比 (%)	27 年	100.0	49.3	50.7	14.1	7.2	6.9	61.6	31.1	30.5
	22 年	100.0	49.4	50.6	15.3	7.8	7.5	64.5	32.2	32.3
	17 年	100.0	49.6	50.4	15.4	7.9	7.5	68.2	34.0	34.2

		65 歳以上		
		計	男	女
実 数 (人)	27 年	46,873	21,203	25,670
	22 年	38,465	17,769	20,696
	17 年	29,444	13,737	15,707
構成比 (%)	27 年	24.3	11.0	13.3
	22 年	20.3	9.4	10.9
	17 年	16.3	7.6	8.7

国勢調査参照

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・木製品製造業		
実数 (人)	27年	85,839	1,036	6	4	1,046	16,636	不明	63,011
	22年	85,944	1,036	8	4	1,046	16,585	不明	63,128
	17年	85,800	1,445	2	2	1,449	18,994	不明	63,721
構成比 (%)	27年	100.0	1.2	0.0	0.0	1.2	19.4	不明	73.4
	22年	100.0	1.2	0.0	0.0	1.2	19.3	不明	73.5
	17年	100.0	1.7	0.0	0.0	1.7	22.1	不明	74.3

国勢調査参照

(2) 土地利用

	年次	総土地面積	耕地面積							草地面積	林野面積			その他面積
			計	田	畑	樹園地			計		森林	原野		
						果樹園	茶園	桑園						
実数 (ha)	27年	5,139	726	368	285	73	—	—	—	2	562	562	—	3,851
	22年	5,127	811	410	325	76	—	—	—	6	583	583	—	3,733
	17年	5,127	821	385	357	80	77	—	—	7	592	592	—	3,714
構成比 (%)	27年	100.0	14.1	7.2	5.5	1.4	—	—	—	0.0	10.9	10.9	—	74.9

千葉県森林・林業統計書参照

(3) 森林転用面積

年次	総数	工場・事業場用地	住宅・別荘用地	ゴルフ場・レジャー用地	農用地	公共用地	その他
27年	4.4ha	0.2ha	1.3ha	2.8ha	0.0ha	0.0ha	0.1ha

伐採届面積，林地開発許可面積（該当なし）の集計を参照

(4) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

保有形態		総面積		立木地			人工林率 (B/A)
		面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	
総数		392ha	100%	261ha	54ha	207ha	20.7%
国有林		0ha	0%	0ha	0ha	0ha	0%
公有林	計	0.0054ha	0.001%	0.0054ha	0.0054ha	0ha	0.001%
	都道府県有林	0ha	0%	0ha	0ha	0ha	0%
	市町村有林	0.0054ha	0.001%	0.0054ha	0.0054ha	0ha	0.001%
	財産区有林	0ha	0%	0ha	0ha	0ha	0%
私有林		392ha	100%	261ha	54ha	207ha	20.7%

千葉県森林・林業統計書及び森林簿データ参照

② 在り者・不在り者別私有林面積

統計情報なし

③ 民有林の齢級別面積

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

区分	齢級別 総数	1・2	3・4	5・6	7・8	9・10	11 齢級
		齢級	齢級	齢級	齢級	齢級	以上
民有林計	392ha	2ha	0ha	1ha	93ha	94ha	87ha
人工林	54ha	1ha	0ha	0ha	5ha	4ha	45ha
天然林	207ha	1ha	0ha	1ha	89ha	90ha	25ha
(備考)							

森林簿データ参照

④ 保有山林面積規模別経営体数

面積規模	林家数					
～ 1ha	X	10～20ha	X	50～100ha	X	
1～ 5ha	X	20～30ha	X	100～500ha	X	
5～10ha	X	30～50ha	X	500ha 以上	X	
					総数	1

2015年農林業センサス「保有山林面積規模別経営体数」参照

表中の「X」は、調査客体の秘密保護のため統計数値を公表しないものである

⑤ 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
基幹路網	—	—	
うち林業専用道	—	—	

(イ) 細部路網の現況

区分	路線数	延長 (km)	備考
森林作業道	—	—	

(5) 計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹種	齢級	森林の所在
—	—	—

(6) 製造業の事業所数, 従事者数, 現金給与総額

(平成 27 年現在)

	事業所数	従業員数 (人)	現金給与総額 (万円)
全製造業 (A)	165	9,682	3,536,022
うち木材・木製品製造業 (B)	2	15	X
B/A	1.2%	0.2%	X

表中の「X」は、調査客体の秘密保護のため統計数値を公表しないものである

(7) 林業関係の就業状況

統計情報なし

(8) 林業機械等設置状況

統計情報なし

(9) 林産物の生産概況 (平成 28 年)

種類	タケノコ
生産量	4,848kg
生産額(百万円)	—

千葉県調べ

(10) その他必要なもの  
該当なし